



神奈川県山岳連盟 普及委員会

個人会員申込書

太枠内の記入してください

同意事項(下記に○印)

- () 神奈川県山岳連盟の目的に賛同します
() 年齢 18 才以上です(18 才~20 才未満の方は親権者の同意が必要です)
() 個人会員規則(下記)を遵守します

氏名(ふりがな)			
性別		生年月日	
住所	〒		
電話番号			
eメールアドレス			
親権者サイン	(18 才~20 才未満の場合)		

個人情報の取り扱いは、関連法令及び内部規定を遵守し、適正な利用と管理をおこないます。

会費

年会費:3,000 円(4 月 1 日~翌年 3 月 31 日)

お支払い口座

横浜銀行 本店営業部

普通預金 0160519

口座名義:神奈川県山岳連盟 代表 水島彰治

申込書送り先

<mail> 29@kanagawa-gakuren.gr.jp <担当者>伊藤

個人会員規則

(目的)

第一条 この規則は、神奈川県山岳連盟普及委員会(以下「普及委員会」という。)が、登山の普及を目的とする個人会員に関して、定めるものである。

(個人会員)

第二条 神奈川県山岳連盟(以下「山岳連盟」という。)の活動に賛同し、普及委員会で承認した個人をもって、個人会員とする。

(資格等)

第三条 個人会員は、次の各号に該当するものであること。

第一号 山岳連盟の目的に賛同する個人。

第二号 入会時の年齢が満18歳以上である。但し、年齢が20歳未満の場合は、保護者の同意があること。

第三号 当該、神奈川県山岳連盟個人会員規則を遵守する。

(会費)

第四条 次の会費を山岳連盟に収めるものとする。

年会費は、3,000 円(個人会員の責務)

第五条 個人会員の責務は以下のとおりである。

(1) 安全登山の実践

(2) 会費の納入

(3) 山行計画書の提出。

(4) 山岳連盟事業への協力

(5) 山岳共済保険への加入

(6) 山岳における道徳を守る

(7) その他、山岳連盟会員としての責務

(個人会員の特典等)

第六条 個人会員は次の特典を受けるものとする。

- (1) 山岳連盟が行う各種講習会(クライミング、救助技術、環境登山)や各種大会などに参加できる。
(2) 個人会員を対象とした各種勉強会、交流登山などに参加できる。
(3) 個人会員が起こした山での事故や遭難に対し、相談、支援が受けられる。
(4) 山岳連盟機関誌が直送される。
(5) 山岳連盟の会員証が交付される。
(6) その他、山や登山についていろいろなアドバイスが受けられる。
(組織等)

第七条 個人会員の組織及び事務処理は、普及委員会が行う。

(退会)

第八条 個人会員は以下に該当する場合に退会となる

- (1) 当該、神奈川県山岳連盟個人会員規則、第四条、第五条に抵触した場合
(2) 自己都合により会員を継続することが困難となった場合
上記、(1)、(2)に該当し退会となる際に会費の返却はないものとする。

(補則)

第九条 この規定に定めるもののほか、個人会員について必要な事項は、普及委員会が会長と協議して定める。

(附則)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

改訂 2018 年 2 月 6 日

受付(受付係)	入金確認(会計係)	会員証発行	(管理用メモ)
		会員番号	